

第三者評価結果

事業所名：新鶴見はなかご保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は、児童福祉法、子ども子育て支援法、保育所保育指針の趣旨をとらえ、法人の保育理念、保育方針にもとづいて作成しています。全体的な計画は「家庭・地域への子育て支援」「小学校との連携」「地域との連携」「長時間の保育に対する配慮」などの記載欄があり、子どもの発達過程、家庭環境、地域の実態を考慮した内容となっています。保育所保育指針変更時に職員間で検討して作り上げたものを土台としています。全体的な計画は、12月～1月に、子どもの発達や状況を把握しながら、職員間で振り返りと見直しをしたものを、主任・園長が取りまとめ、年度末に次年度分を策定しています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>室内にはエアコン、加湿器、空気清浄機、扇風機、床暖房があります。陽光が眩しい場合は、日よけタープで調整します。楽器、音楽CDの音量、保育者の声の大きさに配慮しています。園内外の設備、用具は日常的な清掃と安全点検をしています。園庭の砂場は、毎朝掘り起こし、砂の補充もしています。おもちゃ類、備品の消毒を徹底しています。紫外線・オゾンで除菌できる装置を購入し、おもちゃ類の消毒に活用しています。寝具は年4回、業者に乾燥を依頼しています。家具、建具の素材は、自然な色調の木製で、安全性に配慮しています。使い勝手の良い、両開きの棚などを注文して作ってもらいました。おもちゃ、遊具の安全性に配慮し、手作りおもちゃも活用しています。手洗い場、トイレは明るく清潔で、子どもが使いやすい高さで安全に使用できるようにしています。子どもがくつろいで過ごせる環境設定に課題があるとしていますので、さらなる工夫が期待されます。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	b
<p><コメント></p> <p>入園前に保護者から提出してもらった児童票や入園前面談から、家庭環境や子ども一人ひとりの特徴を把握しています。入園後は担当職員が生活パターンなどを連絡帳や保護者との会話、日常生活から把握しています。0～2歳児クラスは個別指導計画を作成しています。幼児でも個人差などを考慮しています。日ごろから子どもの状況を職員間で共有しています。子どもが安心して、気持ちを表現できるような関係づくりに努めています。自分を表現する力が十分でない子どもは、態度や表情から判断したり、代弁するなど、気持ちを汲み取っています。子どもの話を良く聞き、気持ちを受容することが大切としています。子どもには、ゆっくりと分かりやすい言葉で、活動の目安やルールを伝えています。しかし活動場面によっては、子ども一人ひとりに寄り添えず、せかしてしまう場合など不十分な面があると職員は考えています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	b
<p><コメント></p> <p>子どもの年齢、発達状況に合わせ、保護者と連携を取り、基本的な生活習慣が身につくようにしています。着替え、靴着脱、手洗い、片付けなど時間がかかっても、自分でやろうとする気持ちを尊重するように努めています。職員が先回りしない事を心がけていますが、場面によっては、日課の時間、順番を優先してしまうこともあります。季節、活動内容、個々の心身の状況に応じて休息や午睡時間を調整しています。低年齢クラスでは、午前寝や夕寝する場合があります。午睡時、眠くない子には横になって体を休める事が大切と伝えています。年長児は1月上旬から、午睡を一斉活動としていません。日常保育の中で、職員が生活習慣、病気、咳エチケット、水分補給などについての話をしています。絵本や紙芝居など利用し、興味がわくようにもしています。栄養士が食育を通じ、健康や食生活について子どもに伝えています。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	b
<p><コメント> 年齢、発達に応じた玩具、絵本類、素材が準備されています。保育室内で、さらに子どもの自主性が発揮できるような環境の工夫が期待されます。毎日、園庭や屋上、テラスを利用しています。また、近隣の公園に散歩に出かけています。室内では、隣接する保育室の仕切りを外して広くし、ボールやマットを使って体を使う遊びをしています。低年齢児では、階段上り下りや、子育て支援スペースで十分動き回れるようにしています。一時保育室に、ボルダリング、雲梯などが設置されており、運動を楽しんでいます。夏祭り、運動会、発表会の出し物など、友だち同士やクラスで話し合ったり、一緒に作品や劇を作り上げています。遠足で公共交通機関を利用し、マナーを学んでいます。園外活動で自然を楽しんだり、芋掘りに出かけたりしています。園庭で、野菜や草花の栽培をしています。コロナ禍以前は高齢者施設訪問や地域の子どもの交流保育などを行っています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 一人ひとりの生活パターンや体調を把握し、個別に対応しています。保育室は1歳児クラスと合同で、スペースを区切って利用しています。落ち着いて過ごせる場としてテント型のタープを使っています。0歳児が安心してゆったり過ごしたり、活動を楽しめるよう、さらなる工夫が期待されます。入園直後の慣らし保育は、同じ保育士が対一で対応しています。子どもの表情、仕草をよく見て、子どもの思いや意向を汲み取るようにしています。おもちゃは安全性に配慮しています。音が出るおもちゃ、手指を使うおもちゃ、絵本、手作りおもちゃなどを用意しています。一人ひとりの、はう、つかまり立ち、歩くなどの時期に応じて、机や低い棚、仕切りなどを利用しています。階段、子育て支援スペース(玄関ホール)を遊びや運動の場にも使われます。食事の際、安全な姿勢が保てるよう背もたれにクッションを置いたり、窓際に、手作りの柵を設けたりし、常に安全面に配慮しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 子ども一人ひとりの気持ちを受け止め、無理にやめさせたり制限はせず、助言や見守りを心がけています。保育室内で自由遊び時間帯に、好きな遊びをしています。おもちゃ、素材などの提供の仕方や、コーナー作りをさらに充実したいと職員は考え、検討を重ねており、さらなる工夫が期待されます。戸外活動では、公園で走り回ったり、季節を感じたり、虫、草花に触れるなど探索をしています。友だちとの関わりには、さりげなく子どもの気持ちを代弁したり、お互いの状態を伝えたり、声かけをして一緒に楽しく活動できるようにしています。合同保育時間、園行事、日常的な交流で異年齢の関わりがあります。調理担当職員が夕方、クラスに入っています。(0、1歳児クラス)保育参観、保育参加で友だちの保護者がクラスの活動に入っています。コロナ禍以前はボランティアや、実習生、職場体験の中学生が来ています。保護者とは、毎日の連絡アプリケーション配信、送迎時の会話、個人面談で連携を図っています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 3歳児の保育では、自分の興味を持った遊びや活動に積極的に取り組めるよう友だち同士の関係作りに配慮しています。4歳児の保育では、自信を持って活動に取り組んだり、友だちと一緒に楽しめるように、援助しています。5歳児の保育では、一人ひとりの個性を生かし、友だちと協力し合って、制作物を作ったりなど、物事に意欲的に取り組めるようにしています。保育園でこれまで一緒に過ごしてきたので、友だちのことを理解できるようになってきています。子どもが取り組んできた活動等は、園行事や、保育参観で保護者に見てもらったり、園内に日ごろから、作品や取り組みの様子の写真・コメントなどを掲示しています。おたよりや、懇談会、連絡用アプリケーションソフトで、取り組む姿を伝えることもしています。1年に一度の園での作品展では、子どもの協同作品や自画像など力作が並びます。</p>	
<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 園玄関、共有部分、保育室に段差はありません。室内エレベーターや多目的トイレがあります。障がいのある子どもの受け入れ時には、障がいの特性を考慮した個別指導計画を作成します。個別指導計画にもとづき、職員間で具体的な対応を確認し、援助することとしています。クラスの友だちと一緒に生活するようにしています。障がいのある子どもの保護者の意向や気持ちに寄り添いながら、保護者と職員は情報共有をしています。必要に応じて、鶴見区の担当課や保健師、東部療育センターと連携し、助言を受ける体制となっています。職員は障害や要配慮児についての外部研修を受講しています。重要事項説明書に「心身の成長のため、保護者や専門機関と連携をする」ことを明記していますが、障がいに関する保育方針や、保育の具体的な情報を保護者に伝える事はしていません。</p>	

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 登園から降園まで、連続性に配慮し、無理がないように日課を作成しています。その日の状況、体調などに配慮し、柔軟に計画を変更しています。保育室内に、マットや区切られたコーナーを作ったり、家具配置変更などしていますが、常時ゆっくり落ち着いて過ごせる環境整備に課題があると考えています。さらなる工夫が期待されます。低年齢児クラス合同、幼児クラス合同で朝の会があり、話し合いや体操をする時間を設けています。保育時間の長い子どもに配慮し、給食・おやつ・夕方補食を提供しています。温かいものは温かいうちに提供しています。延長時間帯は、現在は低年齢児の利用が多いため、体調管理や、おだやかに過ごすようにしています。子どもの状況について「全体的な計画」「月間指導計画」に長時間保育の記載欄があります。職員間の引継ぎは、「引継ぎボード」「保育日誌」を利用するほか、毎日昼礼を行っています。保護者とは、連絡アプリケーション配信、送迎時会話、懇談会、個人面談などで連携を取っています。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 全体的な計画に「小学校との連携」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を記載しています。5歳児クラスの月間計画に「小学校連携」の欄を設け、実施内容を記載しています。近隣の小学校を訪問して小学生と交流することや、行事に招待されり、地域の年長児交流会に例年参加しています。昨年度、今年度はコロナ禍で実施できず、子どもが小学校以降の生活に見通しを持てる機会がありませんでした。園長や主任が、幼保小連絡会議などから得た小学校生活についての情報を、保護者に懇談会、個人面談、おたよりなどで伝えています。年長児担当職員が「保育所児童保育要録」を作成しています。園長・主任が確認後、就学予定校へ郵送、あるいは持参しています。小学校教諭が来園し、引き継ぎや確認、情報交換を行っています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 健康管理に関するマニュアルがあります。健康状態は毎朝の保護者からの聞き取り、連絡帳、職員の観察、昼礼での報告で確認しています。保健計画を作成しています。既往症や予防接種は、入園前に保護者が記入した書類を提出してもらって把握しています。入園後は、保護者懇談会時に追加記入してもらったり、保護者から連絡を受けた時点で職員が追記します。保護者には入園説明会や懇談会で「重要事項説明書」をもとに、健康に関する方針などを伝えています。保育の中での、子どもの健康に関する取組は、園だより、給食だより、保健だよりなどで伝えています。乳幼児突然死症候群の予防策として、呼吸チェックを実施、記録しています。0歳児クラスの保護者に、乳幼児突然死症候群に関する資料を配付しています。園内に、乳幼児突然死症候群防止のポスターを掲示しています。職員は、対策を講じていますが、研修や確認・周知徹底の機会を増やすことが期待されます。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 内科健診、歯科健診は年2回実施しています。保護者には内科健診結果を口頭で伝えています。歯科健診結果は書面を渡しています。保健計画をもとに、毎月の計画や目標を設定しています。健診結果を参考にし、保護者に受診を勧めたり、感染症予防対策の徹底、手洗い、うがい指導など保育に反映させています。毎月、身長・体重を測定し、カウプ指数を把握しています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> アレルギー疾患について、かかりつけ医の判断にもとづき、対応しています。「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、食物アレルギーのある場合に「食事提供ガイドライン」を策定しています。食物アレルギーは保護者、調理担当職員、園長、主任、担任と連携をとり、完全除去食を提供しています。除去食提供時、配膳時には職員間で確認しています。専用トレイ、専用食器を使用し、クラス内では食事の場所を決めています。そばに職員が付き、誤食防止対策を行っています。職員はアレルギー疾患、食物アレルギーなどの外部研修に参加しています。他の子どもや保護者に理解を図るため、アレルギー疾患、慢性疾患等について特に伝えることはしていません。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント></p> <p>年間食育計画があり、食器に慣れる、食材に触れる、おやつ・昼食準備手伝い、クッキング、野菜栽培などを楽しんでいます。食事は机を配置し、友だちと一緒に食べています。職員がマナーや、食材、健康との繋がりなどの話をしながら、年齢に応じて援助したり、皆で楽しく食べられるようにしています。陶器の食器を使用し、年齢に応じた食器を準備しています。少食や苦手なものがある場合は、無理のないように勧めたり、少しでも食べられたらほめています。「〇〇をちょっと、食べられたよ」と自分で伝える様子も調査日に観察できました。給食だよりで季節の食材や献立のポイントを伝えています。玄関ホールに給食サンプルを展示しています。玄関ホールや園内に食育の取組の写真などを掲示しています。希望の保護者には給食献立のレシピを調理担当職員からもらう事もできます。コロナ禍以前は保育参加の際に、保護者が給食を試食できる機会を設けています。</p>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
<p><コメント></p> <p>献立は2週間ごとのサイクルメニューとなっています。子どもの食べる量や好き嫌いはクラス担当職員が把握しています。低年齢児クラスでは、食事規程量をあらかじめ盛り付けて提供しています。年齢ごとの食事摂取基準と園での提供量、提供内容などを重要事項説明書に明記しています。残食は調理担当が記録しています。給食会議、調理担当者会議で、クラスの様子や献立などについて話し合い、メニューに反映させています。献立は、季節の食材を用い、行事食や郷土料理などを取り入れています。食材は、法人が提携している業者から搬入され、衛生管理と食材管理を徹底しています。業者名は重要事項説明書に明記しています。今年度は調理担当職員が食事の様子を見たり、献立について子どもと言葉を交わしたりする機会があまり作れませんでした。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>登園時に職員が保護者から家庭の様子を聞いています。降園時に、園でのその日の様子や子どものエピソードを口頭で伝えたり、連絡用アプリケーションソフトを活用し、日々の様子、活動内容などを伝えています。保育の意図、目標を重要事項説明書に記載しています。園だより、クラスだよりで、保育の目標や取組について分かりやすく説明しています。行事後のアンケートや口頭で感想・意見を寄せてもらったり、懇談会などで保育内容についての理解度を把握したり、要望等を聞いています。掲示した子どもの活動の様子の写真や、作品などにコメントを入れたり、特集したりし、保育内容や成長が伝わるようにしています。保護者が参加しての園行事、保育参加、保育参観など、子どもの成長を共有できる機会となっています。クラスの懇談会やクラスだよりで、これまでの様子や、現在の様子、これからの目安などを伝え、皆で成長を楽しめるようにしています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保護者とは、日ごろからコミュニケーションをとるように努めています。保護者が、担任以外の職員とも、話しやすい雰囲気を作っています。個人面談時以外でも、いつでも保護者からの相談を受け付け、相談には、迅速な対応を心がけています。相談があった場合は、空いている保育室、子育て支援スペースを利用し、ゆっくり話ができるようにしています。相談内容は、記録を残し、昼礼等で職員間で共有しています。内容により、園長・主任が、相談を受けた職員に助言したり、保護者に対応する場合があります。</p>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p><コメント></p> <p>「重要事項説明書」「運営規程」に虐待防止や人権尊重について明記しています。登園時に、子どもの様子、保護者の様子を観察したり、着替え時に身体状況をさりげなく確認しています。保護者との日常のやりとりなどから、家庭での養育の状況把握に努めています。虐待の疑いや、虐待が明白になった場合は、鶴見区こども家庭支援課や、児童相談所と連携をとる体制になっています。見守りや家庭支援が必要な場合には、保護者の心身状態をみながら、声かけの工夫や、話がしやすいように配慮しています。虐待や権利侵害について、マニュアルにもとづいた研修の実施や、職員同士で確認しあう機会が増えることが期待されます。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p>A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>職員は「年間指導計画」「月間指導計画」「週案」「保育日誌」で定期的に振り返り、見直しをして記載欄に記入しています。振り返りの中で、自己評価を行い、配慮事項、子どもの姿、今後にむけてなどを記録しています。各職員は「振り返りシート」を使用して、前期・後期・年間の3回の振り返りを行っています。各会議や毎日の昼礼で、クラスの状況や子どもへの対応、活動の進め方などを話し合い、議事録に残しており、確認し合う事が出来ます。職員の自己評価や、各会議での話し合いから、保育所としての課題を抽出しています。「信頼にもとづく保育を行う」「意欲をもって挑戦する」「環境設定の工夫」などが課題として、明らかになっています。</p>	